

体罰根絶

校長 川村 尚史

先日は、保護者の皆様から、教職員の体罰に関するアンケートにご協力いただき、誠にありがとうございました。体罰の情報が寄せられなかったことに、ホッとしているところです。今後も、教職員一人一人の指導力を高め人権感覚を豊かにする研修を充実させたり、組織的な指導体制を確立したりして、「体罰をしない、させない、見逃さない」学校づくりに努めて参ります。なお、教職員の気になる言動がありましたら、いつでもご連絡ください。

さて、教職員が児童に体罰を加えてはならないことは、学校教育法で定められています。一方、今年4月から施行される改正児童虐待防止法には、親が子どもに体罰を加えてはならないことが明記されました。

では、次の中で、親の子どもへの体罰にあたるものはどれだと思いますか。

- ア 口で3回注意したが言うことを聞かないので、頬を叩いた
- イ 大切なものにいたずらをしたので長時間正座させた
- ウ 友達を殴ってケガをさせたので、同じように殴った
- エ 他人の物を盗んだので、罰として尻を叩いた
- オ 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった

実は、上記5つは厚生労働省が示した体罰の例です。つまり、すべて体罰にあたります。いかがでしょうか。もしも「これくらいはいいのでは？」と感じた項目があったなら、ぜひ考えを改めていただきたいと思います。

体罰は、親子関係の悪化、精神的な問題の発生、反社会的な行動の増加など、子どもに様々な悪影響を及ぼします。また、体罰を受けた子どもは、力による抑え付けを誤学習し、自分より弱い者にその力を向け、それを正当化するようになっていきます。さらに、体罰がエスカレートしていくと、日常的な虐待につながってしまう可能性もあります。「しつけ」と称した虐待事件が全国で後を絶たず、東京都目黒区の5歳の女の子や千葉県野田市の4年生の女の子が亡くなった事件は、記憶に新しいところです。

このような理由から、体罰を「愛のムチ」として容認してはいけません。

子どもたちの健全な成長のため、学校、家庭、地域が連携し、「体罰によらない指導」「体罰によらない子育て」を進めて参りましょう。

ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

※ 児童に身体的虐待（体罰）、ネグレクト（育児放棄）、性的虐待等の疑いが見られた場合、学校には児童相談所等に通告する義務があります。ご承知おきください。